

## 宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宇陀市耐震改修促進計画に基づき、市内の木造住宅の耐震改修等により、震災に強いまちづくりと省エネルギー性能の改善に寄与するため、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金を予算の範囲内で交付することに関し、宇陀市補助金等交付規則（令和3年規則第5号）及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、木造の一戸建住宅、長屋住宅及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあつては当該用途に供する部分の床面積が2分の1未満のもの）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1に基づく指針又は国土交通大臣が同指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法をいう。
- (3) 耐震改修等 次に掲げる工事をいう。
  - ア 耐震改修工事 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であつて、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるとされたものについて改修後の上部構造評点を1.0以上とするために必要な工事又は上部構造評点が0.7未満であるとされたものについて改修後の上部構造評点を0.7以上とするために必要な工事をいう。
  - イ 省エネ改修工事 開口部や躯体等の断熱化工事又は設備の効率化により省エネ性能の向上を図るために住宅の全体改修又は部分改修を行う工事をいう。
  - ウ 建替え工事 自らが居住するため、現に存する木造住宅を除却するとともに、原則、当該木造住宅の敷地に、地震に対して安全な構造かつ省エネ基準又はZEH水準に適合する木造住宅を新たに建築し、BELS等の第三者評価を受ける工事をいう。
- (4) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (5) ZEH水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20パーセント削減となる省エネ性能の水準をいう。
- (6) BELS等の第三者評価 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業

者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和5年国土交通省告示第970号）の2(2)ハに規定する第三者による評価をいう。

(7) 全体改修 省エネ改修工事のうち、工事後の住宅全体が省エネ基準又はZEH水準に適合することについて、BELS等の第三者評価を受けるものをいう。

(8) 部分改修 省エネ改修工事のうち、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に適合する改修であって、複数の開口部の改修を含むものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第4条に掲げる補助対象住宅の所有者又は相続人

(2) 本市の市税を滞納していない者

(3) 市内事業者と耐震・省エネ改修工事の契約を予定している者

（補助対象住宅等）

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、宇陀市内に存する住宅で、次に掲げる要件を全て満たす木造住宅とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの

(2) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの

(3) 地上階数が2以下のもの

(4) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないもの

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業

(2) 建替え工事を行う事業

2 前項第1号において、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う必要がないものは、耐震改修工事のみを申請することができる。

3 補助対象事業に関する補助金の額等は別表1に定めるものとする。

4 省エネ改修工事に係る費用について、別表2にモデル工事費の定めがある場合は、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い方の額を計上するものとする。

（補助金の交付の申請）

第6条 第3条に掲げる補助対象者で補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金交付申請書（様式第1号）に別表3に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事の着手)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、工事を着手したとき、速やかに宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修工事着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金交付決定者は、第6条に規定する申請書の内容を変更するときは、速やかに市長と変更の協議をしなければならない。

2 前項の変更の協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金変更申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を精査し、適当と認めた場合は、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

4 補助金交付決定者は、第1項の変更の協議において、工事内容のみに変更が生じるときは、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修工事変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

5 補助金交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修工事中止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(中間工程の報告)

第10条 補助金交付決定者は、市長が別に定める日までに、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修工事中間工程報告書(様式第11号)に建築士による中間工程確認書(様式第12号)及び工事写真を添えて、市長へ提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

(完了の報告)

第11条 補助金交付決定者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修工事完了報告書(様式第13号)に建築士による完了検査確認書(様式第14号)及び別表4に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金交付額確定通知書(様式第15号)を補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助金交付決定者は、補助金の交付の請求をするときは、宇陀市既存木造住宅耐震・省エネ改修補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。

(書類の整理及び保存)

第15条 市長は、補助金交付決定者に補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理させ、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存させるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。  
(宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の廃止)
- 2 宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成21年告示第36号）は、廃止する。

別表1（第5条関係）

補助対象事業	補助金の額	補助率	限度額
耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業（省エネ改修工事は省エネ基準又はZEH水準のいずれか）	耐震改修工事費 耐震改修工事に要する経費に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの	80/100	115万円
	省エネ改修工事費 省エネ基準を満たす仕様の省エネ改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの	40/100	30万円
	省エネ改修工事費 ZEH水準を満たす仕様の省エネ改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの	80/100	70万円
建替え工事を行う事業（省エネ基準又はZEH水準のいずれか）	建替え工事費 省エネ基準を満たす仕様の住宅への建替え工事のうち、省エネ工事費相当額（除却費用を含む）に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの	40/100	30万円
	建替え工事費 ZEH水準を満たす仕様の住宅への建替え工事のうち、省エネ工事費相当額（除却費用を含む）に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの	80/100	70万円
補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。			

別表2（第5条関係）

## 開口部の断熱化に係る改修工事

部位	対象となる改修工事		モデル工事費		
	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	
窓	ガラス交換	大	1.4㎡以上	8.8万円/枚	11.2万円/枚
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	6.4万円/枚	8万円/枚
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満	2.4万円/枚	3.2万円/枚
	内窓設置及び交換並びに外窓交換	大	2.8㎡以上	20万円/箇所	27.2万円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	16万円/箇所	21.6万円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	13.6万円/箇所	17.6万円/箇所
ドア	ドア交換	大	開戸：1.8㎡以上	28.8万円/箇所	39.2万円/箇所
			引戸：3.0㎡以上		
		小	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満	25.6万円/箇所	34.4万円/箇所
			引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満		

## 備考

- 工事規模は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる寸法を基準とする。
  - ガラス交換 ガラスの寸法
  - 内窓設置及び交換並びに外窓交換 内窓又は外窓のサッシ枠の枠外寸法
  - ドア交換 開戸又は引戸の戸枠の枠外寸法
- 省エネ基準の仕様は、開口部の熱貫流率が省エネ基準の仕様基準に適合するものとする。
- ZEH水準の仕様は、開口部の熱貫流率がZEH水準の仕様基準に適合するものとする。

## 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分	断熱材の熱伝導率(W/m・K)	モデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	0.052～0.035	16.8万円/㎡	22.5万円/㎡
	D～F	0.034以下	25.2万円/㎡	33.8万円/㎡
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	6万円/㎡	8万円/㎡
	D～F	0.034以下	10.2万円/㎡	13.7万円/㎡
床	A～C	0.052～0.035	21万円/㎡	28万円/㎡
	D～F	0.034以下	31.6万円/㎡	42万円/㎡

備考

- 1 省エネ基準の仕様は、断熱材の熱抵抗等が省エネ基準の仕様基準に適合するものとする。
- 2 ZEH水準の仕様は、断熱材の熱抵抗等がZEH水準の仕様基準に適合するものとする。

設備の効率化に係る工事

設備種別	モデル工事費	仕様
太陽熱利用システム	45.2万円/戸	強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること (蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
節水型トイレ		JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又はJIS A5207:2019 又はJIS A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有することが確認できること。
掃除しやすい機能を有するもの以外	16.8万円/台	
掃除しやすい機能を有するもの	18.4万円/台	上記の仕様に加え、次のいずれかに該当するもの 総高さ700mm以下に低く抑えていること。 背面にキャビネット(造作されたものを除く。)を備え、洗浄タンクを内包していること。 便器ボウル内を除菌する機能を備えていること。
高断熱浴槽	43.7万円/戸	JIS A5532:2011に規定する高断熱浴槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
高効率給湯器		次の要件を満たすものであることが確認できること。
ヒートポンプ給湯機	27.9万円/戸	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器		給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機		油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上で

		あること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上であること。
節湯水栓	6.3万円/台	JIS B2061:2023に規定する節湯形の水栓と同等以上の機能を有することが確認できること。
蓄電池	51万円/戸	定置用リチウムイオン蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
燃料電池	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
コージェネレーション設備	—	ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準（JIS B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
LED照明 （工事を伴うものに限る。）	—	

#### 備考

- 1 節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。
- 2 節水型トイレ（掃除しやすい機能を有するもの）における便器ボウル内を除菌する機能については、第三者機関により99%以上の除菌性能が評価されていることとする。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。
- 3 高断熱浴槽の設置（ZEH水準に限る。）については、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、燃料電池若しくはコージェネレーション設備と併せて設置する場合（既に設置しているものを含む。以下この表において同じ。）又はヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯器若しくは潜熱回収型石油給湯機及び節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と併せて設置する場合に限る。
- 4 高効率給湯器（電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器を除く。）の設置（ZEH水準に限る。）については、節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）及び高断熱浴槽と併せて設置する場合に限る。
- 5 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）の設置（ZEH水準に限る。）につ

いては、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器、燃料電池若しくはコージェネレーション設備と併せて設置する場合又はヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯器若しくは潜熱回収型石油給湯機及び高断熱浴槽と併せて設置する場合に限る。

- 6 モデル工事費の設定がされていない工事については、その費用が適正であることを確認するため複数社の見積を求めること。

別表3（第6条関係）

交付申請書に添付すべき書類	
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象住宅の所有者等の氏名が証明できるもの</li> <li>(2) 補助対象住宅の建築年月日及び構造、規模が証明できるもの</li> <li>(3) 補助対象住宅耐震診断結果報告書</li> <li>(4) 納税等確認承諾書（様式第2号）</li> <li>(5) 補助対象住宅の現況写真</li> </ul>
必要に応じて添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 委任状（申請人以外の者が申請手続きを行う場合に限る。）</li> <li>(7) 戸籍（補助対象住宅の相続人が申請する場合に限る。）</li> <li>(8) 法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）</li> <li>(9) 役員名簿（申請者が法人の場合に限る。）</li> <li>(10) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計内容確認書（様式第3号）</li> <li>(2) 選任報告書（様式第4号）</li> <li>(3) 現況配置図、平面図</li> <li>(4) 耐震補強計画書</li> <li>(5) 耐震改修工事工程表</li> <li>(6) 耐震改修工事に要する費用の見積書</li> </ul>
省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネ改修工事に要する費用の見積書（省エネ改修工事にかかる費用及び補助対象建材、設備等の内訳がわかるもの）</li> <li>(2) 省エネ改修工事の内容が確認できる資料（全体改修の場合はBELS評価書等）</li> </ul>
建替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建替え工事に要する費用の見積書（その費用が適正であることを確認するため複数社の見積書等を提出すること）</li> <li>(2) 省エネ基準等への適合を証明する書類（BELS評価書等）</li> </ul>

別表 4（第 1 1 条関係）

完了報告に添付すべき書類	
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請工事に関する請負契約書の写し</li> <li>(2) 既存木造住宅耐震・省エネ改修工事の完了時の写真</li> <li>(3) 既存木造住宅耐震・省エネ改修工事精算書（最終の工事代金内訳書）</li> <li>(4) 既存木造住宅耐震・省エネ改修工事に要した経費に係る領収書及びその他市長が必要と認める書類</li> </ul>
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事監理・施工状況報告書</li> <li>(2) 耐震補強後の耐震診断報告書（申請時より変更がない場合は省略可能とする。）</li> <li>(3) 耐震補強の施工前、施工後が分かる写真</li> </ul>
省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネ改修工事証明書</li> <li>(2) 省エネ改修工事の施工前、施工後が分かる写真</li> </ul>
建替え工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建替え工事の施工前、施工後が分かる写真</li> <li>(2) B E L S 評価書等（申請時に提出した場合は不要）</li> </ul>